

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年6月12日

分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長 森田 真治

1. 業務概要

- (1) 業務名 港湾施設の設計等に関する技術支援業務
(電子入札・電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、高知港湾・空港整備事務所で開催する港湾施設の設計等に関する技術的課題等に対し、実証試験等の実施、実証試験結果のとりまとめ及び港湾技術パイロット事業委員会資料の作成を行うものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・計画準備
 - ・協議・報告
 - ・技術課題の検討(実証試験)
 - ・検討結果のとりまとめ
 - ・委員会資料の作成
 - ・成果物
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4) 本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、若手(令和8年4月1日時点で満45歳以下)の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下「技術指導者」という。)を配置できる、「若手技術者育成制度」試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
- (7) 本業務は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された業務実績を技術者の同種又は類似業務の業務経験として評価する業務である。
- (8) 本業務は、四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状に対し加点評価を行う業務である。
- (9) 本業務は、技術提案書における実施方針・実施フロー・工程表の提出を省略する試行業務である。
- (10) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する業務である。
- (11) 本業務は、賃金等の変動に対処するための試行業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 四国地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格のA等級の決定を受けていること。なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

③四国地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

④会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた者を除く。)でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年11月1日付け四国地方整備局次長)に示すところにより、四国地方整備局次長から港湾施設の設計等に関する技術支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の決定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書を提出した者のうち、2.に規定する「参加資格」を全て満たす者を選定する。

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (2) 特定テーマに対する技術提案
- (3) 参考見積

5. 手続等

(1) 担当部局

〒781-0113 高知県高知市種崎874番地
四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 総務課
電話 088-847-3598

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

- ①交付期間：令和8年6月12日から令和8年7月22日まで(最終日は16時00分まで)
- ②交付方法：説明書は、入札情報サービスにより交付する。なお、書面による交付又は郵送等(着払い)による交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局へ事前に申し込みすること。申し込みの期間は、上記①に示す交付期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から16時00分までとする。

[入札情報サービスアドレス] <https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

(3) 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

- ①提出期間：令和8年6月12日から令和8年6月30日 9時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ②提出先：上記(1)に同じ
- ③提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「持参等」という。)により提出すること。

(4) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

- ①提出期間：令和8年7月2日から令和8年7月22日 9時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ②提出先：上記(1)に同じ
- ③提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は持参等により提出すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 手続きにおける交渉の有無 無
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)に同じ。
- (7) 詳細は説明書による。